

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月3日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：農政部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	市税外収入事務 地方卸売市場水産物部の市場使用料について、誤った内容で規則を制定したため、徴収すべき金額と、実際に徴収している金額が、相違しているものがある。	正しい金額へ規則の一部改正を行いました。
指摘事項	財務監査	市税外収入事務 仲卸業者市場使用料の算定を誤ったため、徴収した金額に不足が生じているものがある。	使用料の算定基礎となる届出書を再提出いただき、正しい金額との差額を追加請求し、納付を受けました。
指摘事項	財務監査	契約事務 委託契約の締結において、契約書の保持及び誓約書の徴取がなされていないものがある。	平成30年10月15日に契約書、誓約書を受領しました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：商工観光労働部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	補助金等 交付事務	久留米市地域おこし協力隊起業支援補助金において、要綱の規定とは異なった補助金額を交付している。
意見	事務監査	久留米地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）は、地場産業の振興・育成を図るとともに、地域産業と地域住民との相互交流、地場産業がもたらす文化性の向上、広域観光開発等の機能を担うことを目的として設置されている。 収益事業の貸館・貸室事業では一定の収益を上げているものの、公益事業の地場製品の展示・販売では、観光利用の減少などにより地場産くるめ本店の売上げは伸び悩んでいる。 一方、JR久留米駅店の売上げは堅調だが、売上げ拡大の余地は十分にあると思われる。 今後、新商品開発、需要開拓、情報発信、久留米絣の振興など、公益財団法人であるセンター本来の役割を担っていくためには、組織や事業の見直し、人材育成が必要と思われるので、市の所管部局としてセンターとの協議を進められることを望む。	ご指摘を踏まえ、正当額へ補助金の変更承認を行い、補助金交付者より差額を返還いただきました。 センターでは、地場産業の更なる振興・育成を図ることを目的に、今年度、売り場のレイアウト改善や職員への販売インセンティブ付与、経費削減の取組を行うとともに、民間団体等との連携する国際会議等の機会を活用した久留米絣等の魅力発信や、インバウンド需要等の新しいニーズへの対応に取り組んでおります。具体的な取組状況は以下のとおりです。 ① 販売体制の改善 ・職員の勤務意欲を向上させるためインセンティブ制度（報奨金）の導入(H1.4.1) ・久留米シティプラザ等で開催される大型イベントと連動した販売促進 ・観光案内所との相互作用を図るJR久留米店のレイアウト変更(H31.3.1～) ・通販サイトの見直し（「アマゾン」(H30.3.1～)、「ヤフー！ショッピング」(R1.9.9～)へのECモール出店) ・百貨店OBの指導による経営改善(R1.9.1～)